

海区漁業調整委員会の委員候補者の評価要領

令和2年8月4日水第420号

島根県農林水産部長通知

(趣旨)

第1 この要領は、海区漁業調整委員会の委員に関する評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、漁業者、漁業者が組織する団体その他の関係者から推薦又は応募のあった島根海区漁業調整委員会（以下「島根海区」という。）及び隠岐海区漁業調整委員会（以下「隠岐海区」という。）の委員候補者（以下「委員候補者」という。）を評価することについて、その過程の公平性及び透明性を確保するため、海区漁業調整委員会の委員の選任等に関する要綱（令和2年島根県告示第508号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(評価委員会)

第2 評価委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 農林水産部長
- (2) 農林水産部次長（事務及び水産）
- (3) 人事課長
- (4) 農林水産総務課長
- (5) 水産課長

2 評価委員会に委員長を置き、農林水産部長をもって充てる。

3 評価委員会の会議は、知事の求めに応じて委員長が招集する。

4 評価委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

5 評価委員会による評価の決定は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 委員又は委員であった者は、職務上知り得た個人情報等を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(評価基準)

第2 委員候補者の評価に当たっては、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者であること。
- (2) 漁業者委員又は漁業従事者委員を島根海区にあっては11人、隠岐海区にあっては6人とする。
- (3) 学識経験委員を島根海区及び隠岐海区いずれも2人とする。
- (4) 中立委員を島根海区及び隠岐海区いずれも2人とする。
- (5) 年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮すること。
- (6) 漁業者委員又は漁業従事者委員にあっては、営み又は従事する漁業の種類、操業区域、住所又は事業場を有する地区に著しい偏りが生じないように配慮すること。

(評価手順等)

第3 委員候補者の評価は、漁業者委員又は漁業従事者委員、学識経験委員及び中立委員の区分ごとに、次の各号に掲げる手順に基づき行うものとする。

- (1) 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 138 条第 4 項及び要綱に規定する資格を満たすことを確認した委員候補者について、評価委員会で評価を行うものとする。
- (2) 評価委員会は、推薦又は応募の際に提出のあった書類に記載された事項（別表 1）について、評価を行うものとする。
- (3) 評価委員会は、委員候補者ごとに評価点数を付し、漁業者委員又は漁業従事者委員、学識経験委員及び中立委員の区分ごとに評価点数が上位の者から順位付けを行う。
- (4) 委員候補者の評価点数が同じ場合には、第 2 の(5)及び(6)並びに推薦の有無等を考慮して評価を行い、順位付けを行う。
- (5) 前号の規定によっても順位付けができない場合については、評価委員会の委員長が指名する 2 人以上の評価委員会委員が面接を行い、順位付けを行う。
- (6) 前 3 号の規定による順位付けの結果にかかわらず、委員候補者が海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができないと考えられるときその他当該順位付けの結果によりがたいときは、評価委員会は推薦又は応募の際に提出のあった書類に記載された事項、委員候補者に対する面接等の結果を踏まえて、次条の規定による選定の対象外とすることができる。

（委員の任命候補者の選定）

第 4 評価委員会は、漁業者委員又は漁業従事者委員について、その住所又は事業場を有する地区に著しい偏りが生じないように配慮するため、前条による順位付けの上位の者から順に、別表 2 に掲げる区域ごとにその区域内に住所又は事業場を有する 2 人を海区漁業調整委員会の委員の任命候補者（以下「任命候補者」という。）として選定するものとする。ただし、一つの区域内に住所又は事業場を有する委員候補者が 2 人に満たない場合は、当該区域に係る任命候補者の数はその人数とする。

2 第 2 の(2)の人数から前項の規定により選定した合計の人数を差し引いた人数を、残りの委員候補者のうち順位付けの上位の者から順に、その者の住所又は事業場を有する区域にかかわらず選定する。

3 評価委員会は、学識経験委員及び中立委員の区分ごとに前条の規定による順位付けの上位の者から順に第 2 の(3)及び(4)に規定する人数を海区漁業調整委員会の委員の任命候補者として選定するものとする。

（その他）

第 5 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）附則第 16 条の規定に基づき、この要領による委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

別表 1 (第 3 関連)

〔漁業者委員又は漁業従事者委員〕

評価項目	評価内容
年齢	年齢の若い人の積極的登用 (令和 3 年 4 月 1 日時点の年齢)
性別	委員候補者のうち、少ない比率の性別に属している者
資源管理意識	資源管理に積極的に取り組む漁業者 (資源管理計画参加者)
担い手育成意識	担い手育成に協力的な漁業者 (直近 4 年間 (2016 年から 2019 年まで) において、新規漁業就業者の研修受入れや技術指導の実績を有する者)
漁業種類	委員候補者のうち、沿岸漁業又は沖合漁業の区分において、少ない比率の漁業区分に属している者
経歴	漁業従事年数
漁業経営の状況	使用する漁船の年間稼働日数 (法人にあっては所属する漁船の年間稼働日数)
	直近 3 年 (2017 年から 2019 年まで) 平均における一定の漁業所得 (個人年間所得額) 又は水揚げ金額
漁業調整委員会所掌事務の適切な執行	法令に基づいて適切かつ公平に判断することができるか

〔学識経験委員〕

評価項目	評価内容
年齢	年齢の若い人の積極的登用 (令和 3 年 4 月 1 日時点の年齢)
性別	委員候補者のうち、少ない比率の性別に属している者
経歴	学識経験年数
	資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有し、漁業に関する専門性を有しているか
漁業調整委員会所掌事務の適切な執行	法令に基づいて適切かつ公平に判断することができるか
住所	県内に住所を有する者又は県内に調査・研究・指導等の拠点を有する者

〔中立委員〕

評価項目	評価内容
年齢	年齢の若い人の積極的登用 (令和3年4月1日時点の年齢)
性別	委員候補者のうち、少ない比率の性別に属している者
経歴	勤務（在職）年数
	漁業者以外の者で中立的な立場で公正な判断をすることができる者であるか
漁業調整委員会所掌事務の適切な執行	法令に基づいて適切かつ公平に判断することができるか
住所	県内に住所を有する者又は県内の事業所に籍を有する者

別表2（第4関連）

漁業調整委員会	区域
島根海区漁業調整委員会	(1) 八束・中海、美保関、島根
	(2) 松江・鹿島、平田、大社・出雲・湖陵・多伎
	(3) 大田、仁摩・温泉津
	(4) 江津、浜田・三隅、益田
隠岐海区漁業調整委員会	(5) 布施・中村、五箇、都万
	(6) 西郷
	(7) 海士、西ノ島、知夫